

## 役員・専門委員選出に関する細則(案)

### 第1条 選出方法

1. 立候補者を優先して選出する。
2. 立候補は、本部役員および専門委員の全ての役職で受け付ける。その際、子が複数人いる場合は、一番上の学年での立候補とする。
3. 立候補の受付は、新2・3・4・5年生の保護者を対象に「役員・専門委員選出申請書」を配布後、1週間とする。  
なお、期限までに「役員・専門委員選出申請書」の提出がない場合は抽選の対象となる。
4. 立候補者多数の場合は、協議の上、抽選により決定する。
5. 立候補者がいない場合は、以下の方法により抽選する。
  - ①抽選は細則第1条第3項の「役員・専門委員選出申請書」をもとに11月に実施し、その案内は学校を通じて配布する。
  - ②役員抽選は教員および役員選出委員が立ち合いのもとに実施する。
  - ③当選した場合は、当選者で協議して本部役員、各専門委員に分かれる。
  - ④選出人数に達した時点で抽選は終了する。
  - ⑤「選出対象者になることに同意する」者が募集人数に満たない場合は、集まった人数で再分配し運営する。

### 第2条 免除規定

抽選で選出されることになった場合、以下の条件に当てはまるPTA会員は選出から免除される。ただし、再任を妨げない。

なお、就業形態にかかわらず、仕事は免除理由とはならない。

- ①令和3年度以前の免除対象者
- ②本部役員および、専門委員長は来年度以降の選出を永年免除とする
- ③専門副委員長は来年度以降の選出より4年間免除とする
- ④委員長・副委員長以外の専門員は来年度以降の選出より2年免除とする
- ⑤中学校のPTA役員にすでに決まっている者
- ⑥病气療養中もしくは妊娠している者
- ⑦家庭に継続的な介助を要する者がいる
- ⑧その他、特別な事情があると選考委員会で認められた者

### 第3条 施行規則の改正

この施行規則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

### 第4条 施行規則の施行

この施行規則は、令和4年●月●日より実施する。